

青森県報

第四千四百九十六号

平成三十年
八月三十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(同) …… 二
- 特定行為業務の登録……………(同) …… 二
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の名称の変更の届出……………(こ ども み ら い 課) …… 二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) …… 三
- 宅地建物取引業法に基づく処分に係る聴聞……………(建 築 住 宅 課) …… 三
- 建設業者の許可の取消し……………(上 北 地 域 民 局) …… 三
- 選挙管理委員会
- 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事 務 局) …… 四
- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(同) …… 四

正 誤

○平成二十四年六月二十九日及び平成二十六年九月三日定例
出先機関中……………

(中 南 地 域 民 局) …… 四

告 示

青森県告示第六百十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事 業 所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社ク リンテック	弘前市大字大久 保字西田三六九	福祉用具 貸与	株式会社ク リンテック	弘前市大字大久 保字西田三六九	平成 三〇・九・一六
株式会社ク リンテック	弘前市大字大久 保字西田三六九	特定福祉 用具販売	株式会社ク リンテック	弘前市大字大久 保字西田三六九	ク
株式会社 ファミリー ケアサポー ト	弘前市大字撫牛 子二丁目八の四	訪問介護	ヘルパース テーション ファミリー	弘前市大字浜の 五町北一丁目三の 五	三〇・九・一

青森県告示第六百一十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名	氏名称又は 名	氏名称又は 名	氏名称又は 名
株式会社 リンテック	株式会社 リンテック	株式会社 リンテック	株式会社 リンテック
主たる事務所の 所在地又は住所	主たる事務所の 所在地又は住所	主たる事務所の 所在地又は住所	主たる事務所の 所在地又は住所
弘前市大字大久 保字西田三六九	弘前市大字大久 保字西田三六九	弘前市大字大久 保字西田三六九	弘前市大字大久 保字西田三六九
介護予防 の種類	介護予防 の種類	介護予防 の種類	介護予防 の種類
特定介護 用具販売	特定介護 用具販売	特定介護 用具販売	特定介護 用具販売
名 称	名 称	名 称	名 称
株式会社 リンテック	株式会社 リンテック	株式会社 リンテック	株式会社 リンテック
所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地
弘前市大字大久 保字西田三六九	弘前市大字大久 保字西田三六九	弘前市大字大久 保字西田三六九	弘前市大字大久 保字西田三六九
指 定 日	指 定 日	指 定 日	指 定 日
平成 三〇・九・一六	平成 三〇・九・一六	平成 三〇・九・一六	平成 三〇・九・一六

青森県告示第六百十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	〇二五〇 〇八五
登録 年月日	平成 三〇・八・三
氏名又は 名称	社会福祉 法人メー ブル
住 所	上北郡六 戸町大字 上吉田八 五のの一
事 業 名 称	特別養護 老人ホーム ルムメー ブル
所 在 地	上北郡六 戸町大字 上吉田八 五のの一
業務開始 年月日	平成 三〇・八・三
備 考	介護老人 福祉施設

青森県告示第六百十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	〇二〇〇一 二三五
登録 年月日	平成 三〇・八・三
氏名又は 名称	株式会社 ズサンライ
住 所	上北郡東 旭町北 三六の二
事 業 名 称	サンライ ケア
所 在 地	上北郡東 旭町北 三六の二
業務開始 年月日	平成 三〇・九・一
備 考	訪問介護

登録 番号	〇二〇〇一 二三六
登録 年月日	〃
氏名又は 名称	株式会社 ズサンライ
住 所	上北郡東 旭町北 三六の二
事 業 名 称	サンライ ケア
所 在 地	上北郡東 旭町北 三六の二
業務開始 年月日	〃
備 考	重度訪問 介護

登録 番号	〇二〇〇一 二三七
登録 年月日	〃
氏名又は 名称	株式会社 ズサンライ
住 所	上北郡東 旭町北 三六の二
事 業 名 称	サンライ ケア
所 在 地	上北郡東 旭町北 三六の二
業務開始 年月日	〃
備 考	居宅介護

青森県告示第六百十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十四の規定により、次のとおり指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第十九条の十九第二号の規定により公示する。

平成三十年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	スマイル薬局五所川原二号店	五所川原市字一ツ谷五〇七の六	平成 三〇・八・一〇
変更後	共創未来五所川原二号薬局		

青森県告示第六百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	株式会社 ネットサンス プラザ	主たる事務所の所在地	北津軽郡鶴田町大字境字北原八の六
	障害福祉サービスの種類	重度訪問介護	障害福祉サービスを行う事業所	北津軽郡鶴田町大字境字北原八の六
指定障害福祉サービス事業者	名称	株式会社 ネットサンス プラザ	主たる事務所の所在地	北津軽郡鶴田町大字境字北原八の六
	障害福祉サービスの種類	居宅介護重度訪問介護事業所の丘	障害福祉サービスを行う事業所	北津軽郡鶴田町大字境字北原八の六
指定年月日	平成三十年九月一日			

青森県告示第六百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	あけぼの調剤薬局	所在地	むつ市大平町四二の二	指定辞退年月日	平成三十年八月三十一日
----	----------	-----	------------	---------	-------------

青森県告示第六百十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成三十年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者	むつ市仲町一四の八 株式会社下北ホーム	聴聞期日	平成三十年九月十九日 午後二時	聴聞場所	青森市長島一丁目一の一 青森県庁北棟二階A会議室
-------------	---------------------	------	-----------------	------	--------------------------

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社新光工業
- 二 代表者の氏名 新堂裕貴
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市大津一丁目二九九の三三八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一―二九）第一一九三八号
- 五 取消年月日 平成三十年八月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可

七 左官工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成三十年七月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第一百七十条」を「―第一百六十九条」に改め、「第一百七十条 土地改良区の総代選挙に係る選挙管理委員会の指定」を削る。
第一百七十条を削る。
第二百十五号様式を削る。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年八月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

二の表中

特別養護老人ホーム勝田三思園
〃 勝田二丁目二〇の二二
を

特別養護老人ホーム勝田三思園
〃 勝田二丁目二〇の二二
〃 大字浅虫字蛸谷六五の三四
に改める。

正誤

中南地域県民局

発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
平成三〇・六・三 三五五八号	出先機関	一〇	下	表中	高杉鉄男	高杉鉄男
平成三〇・六・三 三八九〇号	出先機関	四	下	表中	高杉鉄男	高杉鉄男

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭